

第 378 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 378 回三木市議会定例会（令和 5 年 11 月 28 日開会）に提出する議案 12 件（条例関係 5 件、補正予算関係 7 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 58 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 5 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.40 月から 4.50 月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
合 計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

(イ) 令和 5 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
合 計	100 分の <u>450</u>	100 分の <u>270</u>	100 分の <u>135</u>

(ウ) 令和 6 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>135</u>	100 分の <u>67.5</u>
12 月 1 日	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>135</u>	100 分の <u>67.5</u>
合 計	100 分の <u>450</u>	100 分の <u>270</u>	100 分の <u>135</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和5年12月1日から適用）し、イ(ウ)については令和6年4月1日から施行する。

(2) 第59号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を4.40月から4.50月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の220	100分の132	100分の66
12月1日	100分の220	100分の132	100分の66
合計	100分の440	100分の264	100分の132

(イ) 令和5年12月1日適用

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の220	100分の132	100分の66
12月1日	100分の <u>230</u>	100分の <u>138</u>	100分の <u>69</u>
合計	100分の <u>450</u>	100分の <u>270</u>	100分の <u>135</u>

(ウ) 令和6年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の <u>225</u>	100分の <u>135</u>	100分の <u>67.5</u>
12月1日	100分の <u>225</u>	100分の <u>135</u>	100分の <u>67.5</u>
合計	100分の <u>450</u>	100分の <u>270</u>	100分の <u>135</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行し（令和5年12月1日から適用）、イ(ウ)については令和6年4月1日から施行する。

(3) 第 60 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 5 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和 5 年人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(7) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

a 給料表の改定（令和 5 年 4 月 1 日適用）

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 平均 1.1%引き上げ（1 級 5.2%、2 級 2.8%、3 級 1.0%、4 級 0.4%、5 級以上 0.3%）

b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を 4.40 月から 4.50 月に 0.10 月引き上げる（期末 0.05 月、勤勉 0.05 月引き上げ）。

(a) 現行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 120	100 分の 120	100 分の 240
勤勉手当	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 200
期別合計	100 分の 220	100 分の 220	100 分の 440

(b) 令和 5 年 12 月 1 日適用

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 120	100 分の <u>125</u>	100 分の <u>245</u>
勤勉手当	100 分の 100	100 分の <u>105</u>	100 分の <u>205</u>
期別合計	100 分の 220	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>450</u>

(c) 令和 6 年 4 月 1 日施行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の <u>122.5</u>	100 分の <u>122.5</u>	100 分の <u>245</u>
勤勉手当	100 分の <u>102.5</u>	100 分の <u>102.5</u>	100 分の <u>205</u>
期別合計	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>450</u>

c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を 2.30 月から 2.35 月に 0.05 月引き上げる（期末 0.025 月、勤勉 0.025 月引き上げ）。

(a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の67.5	100分の67.5	100分の135
勤勉手当	100分の47.5	100分の47.5	100分の95
期別合計	100分の115	100分の115	100分の230

(b) 令和5年12月1日適用

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の67.5	100分の <u>70</u>	100分の <u>137.5</u>
勤勉手当	100分の47.5	100分の <u>50</u>	100分の <u>97.5</u>
期別合計	100分の115	100分の <u>120</u>	100分の <u>235</u>

(c) 令和6年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>68.75</u>	100分の <u>68.75</u>	100分の <u>137.5</u>
勤勉手当	100分の <u>48.75</u>	100分の <u>48.75</u>	100分の <u>97.5</u>
期別合計	100分の <u>117.5</u>	100分の <u>117.5</u>	100分の <u>235</u>

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正(令和6年4月1日施行)

特定任期付職員（高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により5年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員）の給料表を次のとおり改定する。

号給	現行の給料月額	改正後の給料月額
1号給	376,000円	<u>380,000円</u>
2号給	422,000円	<u>427,000円</u>
3号給	472,000円	<u>477,000円</u>
4号給	533,000円	<u>539,000円</u>
5号給	608,000円	<u>615,000円</u>

また、6月期と12月期のそれぞれの期末手当を1.65月から1.70月に0.05月引き上げる。(年間0.10月引き上げ。)

(ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

a 給料表の改定(令和5年4月1日適用)

全ての給料表について、一般職に職員に準じて給料月額を改定する。

b 期末手当の支給月数の見直し及び勤勉手当の支給

期末手当の年間の支給月数について、一般職の職員に準じて2.40月から2.45月に0.05月引き上げる。

勤勉手当について、一般職の職員の勤勉手当に準じ、令和6年度から

年間 2.05 月を支給する。

(a) 現行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 120	100 分の 120	100 分の 240
勤勉手当	—	—	—
期別合計	100 分の 120	100 分の 120	100 分の 240

(b) 令和 5 年 12 月 1 日適用

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 120	100 分の <u>125</u>	100 分の <u>245</u>
勤勉手当	—	—	—
期別合計	100 分の 120	100 分の <u>125</u>	100 分の <u>245</u>

(c) 令和 6 年 4 月 1 日施行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の <u>122.5</u>	100 分の <u>122.5</u>	100 分の <u>245</u>
勤勉手当	100 分の <u>102.5</u>	100 分の <u>102.5</u>	100 分の <u>205</u>
期別合計	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>450</u>

ウ 施行期日

- (1) 公布の日 イ(ア)a、イ(ア)b(b)、イ(ア)c(b)、イ(ウ)a、イ(ウ)b(b) (ただし、イ(ア)a 及びイ(ウ)a は令和 5 年 4 月 1 日から適用し、イ(ア)b(b)、イ(ア)c(b) 及びイ(ウ)b(b) は令和 5 年 12 月 1 日から適用する。)
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日 イ(ア)b(c)、イ(ア)c(c)、イ(イ) 及びイ(ウ) b(c)

(4) 第 61 号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

令和 5 年 5 月 11 日からマイナンバーカードの電子証明書機能を、スマートフォンの OS（ソフトウェア）のうち、アンドロイドのスマートフォンに搭載することが可能となった。

多機能端末機を利用した証明書の交付（コンビニ交付）については、個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより申請することができるとしているが、このたびスマートフォン（移動端末設備）を使用した申請方法を追加する必要があるため。

イ 改正内容

印鑑の登録をしている者で、個人番号カードの交付を受けている者について、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備（ス

スマートフォン) を用いて、多機能端末機で証明書を申請できるように規定を追加する。

ウ 施行期日 規則に定める日

理由：スマートフォン用電子証明書によるコンビニ交付サービスの開始時期は、国が12月下旬を予定しており、正式なサービス開始時期が決定していないため、施行日は規則に委任する。

(5) 第62号議案 三木市空家等の適正管理に関する条例及び三木市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について（生活環境課）

ア 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、三木市空家等の適正管理に関する条例及び三木市空家等対策協議会条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日 公布の日

2 補正予算関係 【別添「令和5年度12月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第63号議案 令和5年度三木市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 第64号議案 令和5年度三木市一般会計補正予算（第6号）
- (3) 第65号議案 令和5年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (4) 第66号議案 令和5年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (5) 第67号議案 令和5年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- (6) 第68号議案 令和5年度三木市水道事業会計補正予算（第1号）
- (7) 第69号議案 令和5年度三木市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度12月補正予算（案）の概要

11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するため、既に支給を行っている1世帯当たり3万円の給付金に加え、新たに7万円の給付金を速やかに支給するための経費など緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)		補正前の額	補正額	計
一	一般会計(第5号)	36,674,046	616,250	37,290,296
一	一般会計(第6号)	37,290,296	375,186	37,665,482
	国民健康保険特別会計(第2号)	8,753,186	370	8,753,556
	介護保険特別会計(第2号)	7,597,213	2,572	7,599,785
	後期高齢者医療事業特別会計(第2号)	1,623,908	4,657	1,628,565
企業会計	水道事業会計(第1号)	2,901,496	△367,082	2,534,414
	収益的支出	1,818,811	△12,857	1,805,954
	資本的支出	1,082,685	△354,225	728,460
	下水道事業会計(第1号)	5,073,628	△263,094	4,810,534
	収益的支出	2,437,467	△3,413	2,434,054
	資本的支出	2,636,161	△259,681	2,376,480

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計（第5号）】

(1) 住民税非課税世帯への給付金の支給【国庫補助】 616,250千円

[健康福祉部 福祉課]

物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、既に支給を行っている1世帯当たり3万円に加え、7万円の給付金を追加で支給します。

【給付額】 1世帯当たり7万円

【対象世帯】 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※その他、基準日等の詳細は国から情報が示され次第、公表します。

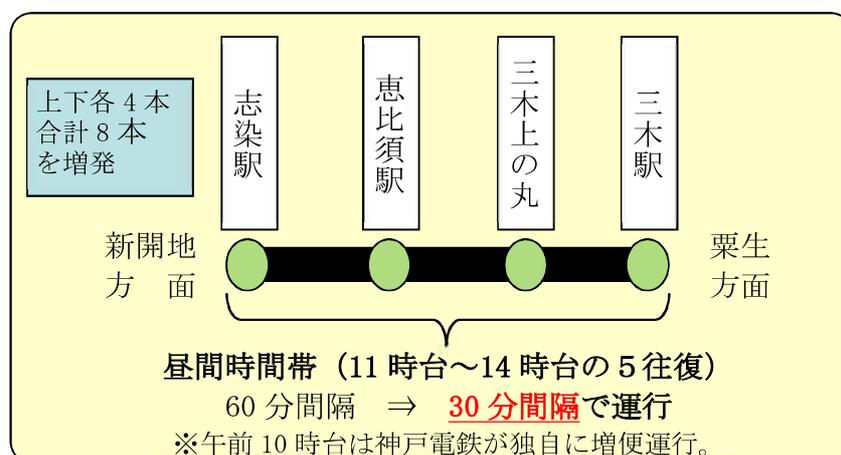
【一般会計（第6号）】

(2) 神戸電鉄粟生線の昼間時間帯の増便運行 **【債務負担行為 36,000 千円】**

[都市整備部 交通政策課]

令和2年3月14日から実施してきた神戸電鉄粟生線志染駅から三木駅までの昼間時間帯（11時台～14時台）の増便運行について、利便性やアクセス性の向上により粟生線の利用促進が図られていることや、三木駅再生との相乗効果により地域のにぎわいづくりにも寄与していると考えられることから、令和8年3月までの2年間延長します。

事項	期間	限度額
神戸電鉄粟生線増便運行事業	令和6年度から 令和7年度まで	36,000 千円以内



(3) はしご付消防自動車のオーバーホール **【債務負担行為 37,500 千円】**

[消防本部 救急救助課]

平成28年度に導入した「はしご付消防自動車」を消防用車両の安全基準に基づき、点検整備（オーバーホール）を行います。

※比較的整備工場が空いている時期（1月～6月）に実施することで費用を抑えることができるため、債務負担行為を設定して実施します。

事項	期間	限度額
はしご付消防自動車点検整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	37,500 千円以内

(4) 廃校施設の利活用に伴う国庫補助金の返納等 **3,967 千円**

[総務部 財政課、教育総務部 教育施設課]

令和3年3月末に廃校した旧中吉川小学校の校舎及び体育館を株式会社ハヤブサへ有償貸与します。

国庫補助金の交付を受けて整備した財産を有償貸与することから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、国庫補助金の返納及び公共施設整備基金への積立を行います。

(単位：千円)

区分	項目	補正額	備考
歳入	財産貸付収入	2,986	R5.11～R6.3分
歳出	公共施設整備基金積立金	2,161	国庫補助事業完了後 10年以上経過分
	国庫支出金返納金	1,806	国庫補助事業完了後 10年未満分

(5) 戸籍の氏名の振り仮名表記に係るシステム改修【国庫補助】 13,810千円

[市民生活部 市民課]

令和5年6月の戸籍法等の改正により、戸籍や住民票への氏名の振り仮名の記載が法制化されたことに伴い、関連するシステムの改修を行います。

(6) 新規就農者の施設整備を支援【県補助】 3,750千円

[産業振興部 農業振興課]

国の新規就農者育成総合対策事業を活用し、就農後の経営発展に必要な農業用施設の整備を支援します。

(単位：千円)

支援対象者	整備内容	補正額
認定新規就農者 1名	ビニールハウス 1棟	3,750

(7) 農地や農業用施設の災害復旧【県補助】 46,960千円

[産業振興部 農地整備課]

本年8月の豪雨により被災した農地や農業用施設を早期に復旧します。

(単位：千円)

区分	箇所数	補正額
農林業施設災害復旧事業	農地 20	46,960
	施設 6	

(8) 交付金の増額を受けた事業の前倒し【国庫補助】 148,500 千円

[都市整備部 道路河川課]

国の社会資本整備総合交付金が当初の想定より増額となったことを受けて、事業を前倒しで実施するため、交付決定額に合わせて事業費を増額します。

(単位：千円)

路線名等	補正額	内容
市道岩宮大村線	40,000	道路改良工事
市道新宿線 ほか	34,650	安全対策工事（側溝蓋掛け、区画線設置など）
(仮称)道の駅 山田錦の郷 ※名称決定は12月の予定	73,850	駐車場舗装、街灯設置、太陽光パネル設置など

(仮称)道の駅 山田錦の郷 整備スケジュール

工事内容	令和5年度	令和6年度
①山田錦の館リニューアル (トイレ、荷受場) (直売所、ミュージアム等)	→	→
②情報発信施設整備	→	→
③第2駐車場整備	→	→
④駐車場、外構整備	→	→
⑤道路改修(線形改良)	→	→

道の駅オープン

※整備内容は別添の「整備計画図(案)」参照

(9) 小・中学校における特別支援学級の教育環境の整備 1,500 千円

[教育総務部 教育施設課]

令和6年度の小学校及び中学校の特別支援学級児童・生徒に対応するため、特別支援学級の新設及び教育活動で必要となる備品等を整備します。

(10) 学校体育館への大型送風機の整備【国庫補助】 2,700 千円

[教育総務部 教育施設課]

新型コロナウイルス感染症が5類に移行後においても学校においては感染症対策として換気対策を行っており、国の支援を活用して小・中・特別支援学校の各体育館に必要な大型送風機を追加で整備します。

(11) 寄附金を活用した備品等の整備**814 千円**

プロゴルファーのリュウ・ヒヨヌ選手及び包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社から頂いた寄附金を活用して備品等を整備します。

整備内容	補正額	所管課
ジュニア用ゴルフクラブセット	200	産業振興部 ゴルフのまち推進課
スポーツタイマー、コーン、自立式看板（みっきいマラソン等用）	614	教育総務部 文化・スポーツ課

(12) その他の補正**153,185 千円**

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課
こころのふるさと三木応援基金積立金の減額	△363	総務部 財政課
各特別会計予算の補正に伴う繰出金の補正	6,629	総務部 財政課
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する助成金の増額	375	市民生活部 生活環境課
産後ケア事業委託料の増額 【国庫補助】	3,750	健康福祉部 健康増進課
広野小学校放送設備の更新	2,800	教育総務部 教育施設課
職員の人事異動や人事院勧告による人件費等の補正	6,096	総務部 総務課、 教育総務部 教育総務課
過年度の国・県補助金等の精算	返還	健康福祉部 福祉課、子育て支援課、健康増進課 教育振興部 教育・保育課
	追加交付	
	【歳入】 20,193	

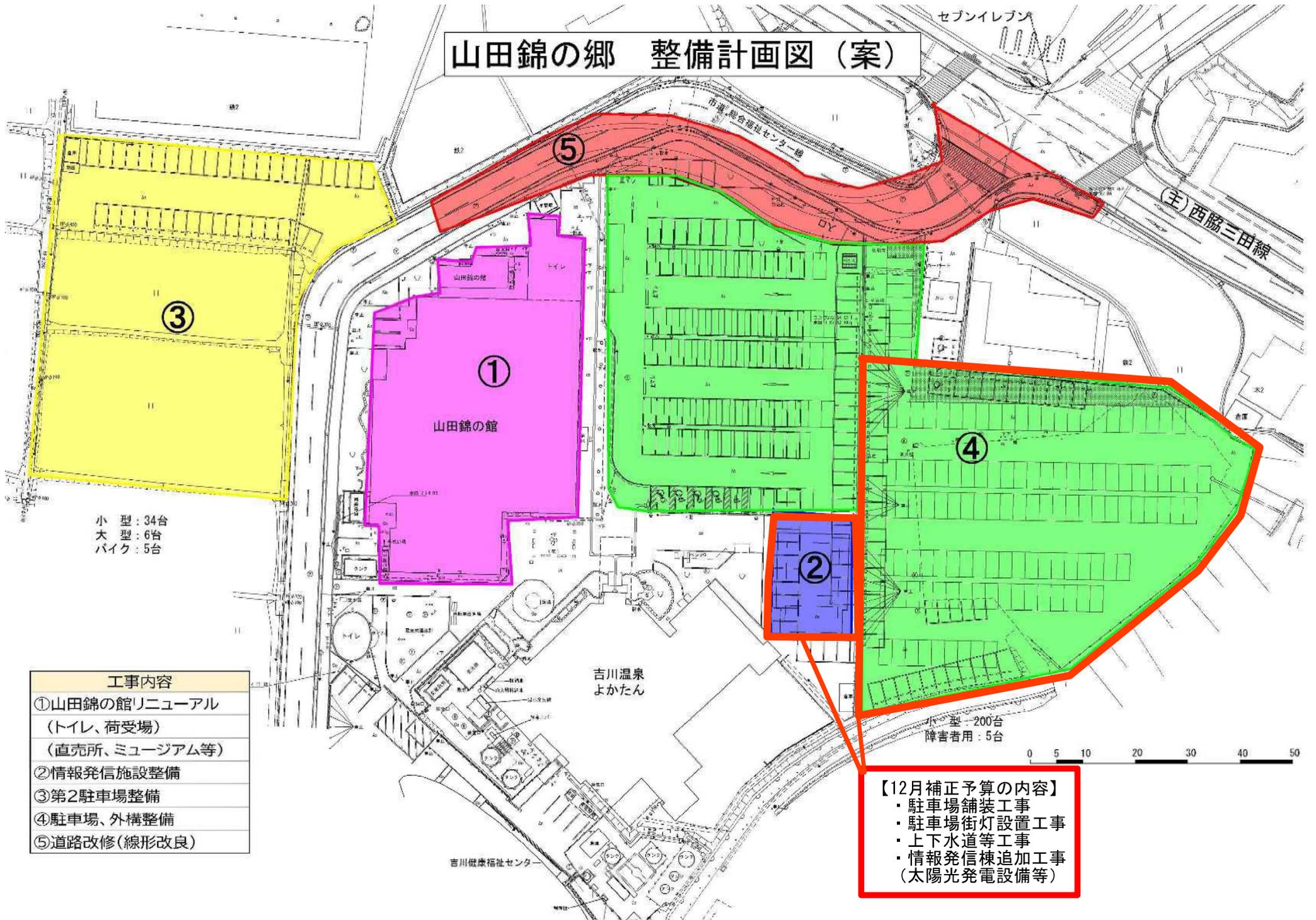
【特別会計及び企業会計】

(13) 各会計における人件費等の補正

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課名
国民健康保険特別会計	370	交付金返還金の増額、人事異動による人件費の補正 等	健康福祉部 医療保険課
介護保険特別会計	2,572	システム改修費の追加、人事異動による人件費の補正 等	健康福祉部 介護保険課
後期高齢者医療事業特別会計	4,657	人事異動による人件費の補正 等	健康福祉部 医療保険課
水道事業会計	△367,082	不用額の減額、人事異動による人件費の補正、自由が丘配水池改修工事の債務負担行為の設定 等	上下水道部 水道業務課
下水道事業会計	△263,094	不用額の減額、人事異動による人件費の補正 等	上下水道部 下水道課

山田錦の郷 整備計画図 (案)



小 型 : 34台
 大 型 : 6台
 バイク : 5台

工事内容
①山田錦の館リニューアル (トイレ、荷受場) (直売所、ミュージアム等)
②情報発信施設整備
③第2駐車場整備
④駐車場、外構整備
⑤道路改修(線形改良)

【12月補正予算の内容】

- ・ 駐車場舗装工事
- ・ 駐車場街灯設置工事
- ・ 上下水道等工事
- ・ 情報発信棟追加工事
(太陽光発電設備等)

第 378 回三木市議会定例会追加議案の概要

第 378 回三木市議会最終日（令和 5 年 12 月 22 日）に提出する追加議案 2 件（条例関係 1 件、人事関係 1 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 70 号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定するため条例を改正する。

イ 改正内容

(ア) 出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する出産被保険者の所得割額及び均等割額について、出産予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は 3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間相当分を減額する。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

(イ) (ア)に係る減額を受けようとする場合に、納税義務者が行う出産被保険者に係る届出について規定する。

ウ 施行期日 令和 6 年 1 月 1 日

2 人事関係

(1) 第 71 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（教育総務課）

令和 5 年 12 月 31 日に任期満了となる教育委員会委員について、引き続き委員として任命するに当たり、法律の定めるところにより、議会の同意を求めるもの。